改正後

第三号書式

別紙第３号書式

国庫金送金通知書

年　月　日発行

下記の金額を次の金融機関でお受け取り下さい。
（官署の所在地、及び官署名）
（歳入歳出外現金出納官吏　官職　）

番号	
払渡店名	
受取人住所	
受取人氏名	
金額	円
領収証の収入印紙	要・不要
支払事由	

日付

（注意事項）
１　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により、第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は責務に対しお支払できないことになりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管して下さい。
　なお、この通知書についてのお問合せは、取扱官署にお申出下さい。
２　この通知書を亡失したときは、直ちに上記の銀行又は郵便局に支払の停止を請求して下さい。この場合、その支払がまだなされていないときは、上記金融機関を経由して発行官署へ届け出て下さい。
３　この通知書により、送金金額を受け取る者は、印鑑証明書、身分証明書又は預貯金通帳等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにして下さい。
４　受取人は、領収証欄に日付、住所及び氏名を記入して下さい。ただし、公務員が公金を受領する場合にあっては、官庁名又は公共団体等の名称及び官職名を記入し、記名して下さい。
５　受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、受取人が委任状欄に相当の事項を記入し、署名するか又は別に委任状を差し出して下さい。この場合には、代理人は領収証欄に代理人であることを付記し、記名して下さい。
６　印紙税法の規定により、印紙税を納めることとなっている場合には、所定の額に相当する収入印紙を貼り、消して下さい。
７　この通知書の発行の日から１年を過ぎますと上記の銀行又は郵便局での支払を受けられません。（その場合は取扱官署にお申出下さい。）
８　この通知書の発行の日から支払の準備が整うまで、土、日曜日及び祝祭日を除き４・５日程度要することがありますのであらかじめご了承下さい。

○下記の領収証にご記入のうえ窓口にお出し下さい

領収証	委任状
上記の金額を受領しました。 年　月　日 住所 氏名 収入印紙	上記の金額の受領を に 委任しました。 年　月　日 住所 氏名

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。
　　２　領収証の収入印紙欄は、要・不要のいずれかの不要文字を抹消するものとする。
　　３　この通知書は電子情報処理組織を使用して作成するものとする。

改正前

第三号書式

別紙第３号書式

国庫金送金通知書

年　月　日発行

下記の金額を次の金融機関でお受け取り下さい。
（官署の所在地、及び官署名）
（歳入歳出外現金出納官吏　官職　）

番号	
払渡店名	
受取人住所	
受取人氏名	
金額	円
領収証の収入印紙	要・不要
支払事由	

日付

（注意事項）
１　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により、第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は責務に対しお支払できないことになりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管して下さい。
　なお、この通知書についてのお問合せは、取扱官署にお申出下さい。
２　この通知書を亡失したときは、直ちに上記の銀行又は郵便局に支払の停止を請求して下さい。この場合、その支払がまだなされていないときは、上記金融機関を経由して発行官署へ届け出て下さい。
３　この通知書により、送金金額を受け取る者は、印鑑証明書、身分証明書又は預貯金通帳等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにして下さい。
４　受取人は、領収証欄に日付、住所及び氏名を記入して下さい。ただし、公務員が公金を受領する場合にあっては、官庁名又は公共団体等の名称及び官職名を記入して下さい。
５　受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、受取人が委任状欄に相当の事項を記入し、署名するか又は別に委任状を差し出して下さい。この場合には、代理人は領収証欄に代理人であることを付記し、記名して下さい。
６　印紙税法の規定により、印紙税を納めることとなっている場合には、所定の額に相当する収入印紙を貼り、消して下さい。
７　この通知書の発行の日から１年を過ぎますと上記の銀行又は郵便局での支払を受けられません。（その場合は取扱官署にお申出下さい。）
８　この通知書の発行の日から支払の準備が整うまで、土、日曜日及び祝祭日を除き４・５日程度要することがありますのであらかじめご了承下さい。

○下記の領収証にご記入のうえ窓口にお出し下さい

領収証	委任状
上記の金額を受領しました。 年　月　日 住所 氏名 収入印紙	上記の金額の受領を に 委任しました。 年　月　日 住所 氏名

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。
　　２　領収証の収入印紙欄は、要・不要のいずれかの不要文字を抹消するものとする。
　　３　この通知書は電子情報処理組織を使用して作成するものとする。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。